

# 不二速報

号外



静岡大学教職員組合

静岡：内線 2790  
suu@jade.dti.ne.jp  
浜松：内線 3910  
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp  
組合 HP：  
<http://shizudai-union.net/>

発行日 2019年6月25日

<号外> 「専門業務型裁量労働制の適用をうける教員の『休日又は深夜に労働する場合の手続きについて』(素案)に対する意見」【全教職員配布】

## 「専門業務型裁量労働制の適用をうける教員の『休日又は深夜に労働する場合の手続きについて』(素案)に対する意見」を学長に提出しました

2019年6月5日、企画戦略会議において、専門業務型裁量労働制の適用をうける教員（以下、「裁量労働対象者」とすることがある）の休日又は深夜に労働する場合における手続きについて素案が提示されました。しかし、その内容は、下記のような問題を持つものであります。各部署での議論、過半数代表や教職員組合との協議を十分に行い、こうした問題を持った「手続き」を拙速に決定することのないよう求めます。

1. この素案では、裁量労働対象者が「休日又は深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間帯をいう。以下同じ。）に労働する場合」の許可について「原則として休日の振替えを行う場合に限り、許可するものとする」とされています。しかし、この「原則」は、「専門業務型裁量労働制に関する協定」の第8条が「裁量労働対象者が、休日又は深夜に労働した場合は、国立大学法人静岡大学教職員給与規定により割増賃金を支払うものとし、代休の取得に変えるときは、休日割増賃金を支払うものとする。」としていることに反するものであり、効力をもつ規定になりえません。
2. 「休日の振替えを行う場合に限り、許可する」ことを「原則」にするということは、深夜や休日にも労働しなければならないほどの業務（量）を抱え、さらに予め振替休日を設定することが困難であるほどに通常の労働日に多忙である裁量労働対象者にとっては、「サービス残業」をあらかじめ強いるような「原則」であり、到底、許されるものではありません。
3. 深夜労働については「振替え」ること自体ができませんが、素案では、どのような手続きを想定しているのかわかりません。
4. 「許可する業務内容」として例示されている「・研究で用いる動植物の栄養、飼育、衛生等に関する管理を行う場合／・研究データの収集、解析等を一時的又は突発的に行う場合／・日時が特定されている用務のために出張する場合（例 日曜日に著名な研究者の学術講演があり、それを聴講する場合）」は、そもそも深夜や休日に労働しなければならないほどの業務量を抱えている場合を想定しておらず極めて限定的な例示にとどまっている点は問題です。  
また、裁量労働対象者が深夜や休日にこれらの例示に即した業務を行おうという場合でも、「振替えを行う場合に限り、許可する」という「原則」は、深夜や休日に労働しなければならないほどの業務量を抱え、予め振替休日を設定することが困難であるほど多忙な裁量労働対象者に「サービス残業」を強いるものになりかねません。
5. 「許可する業務内容」として以上の例示に加えて「・その他休日又は深夜に労働しなければ研究活動に著しい支障をきたすと部局長が認める場合」とされていますが、「著しい支障をきたす」可能性があるのは「研究活動」のみならず、教育や大学運営に関する業務の遂行に「著しい支障をきたす」場合も許可されるべきでしょう。

近年、裁量労働対象者となっている教員は、非常勤講師数の抑制などによって教育業務に従事しなければならない時間が増え、退職教員の不補充などによって教育業務のみならず大学運営にかかる業務負担も大きくなっています。さらに大学や学部での改革のための調査・会議・書類作成、外部資金の獲得のための書類作成などの業務も増えています。裁量労働対象者の「健康及び福祉を確保する」ためには、深夜や休日に労働をしなければならないような労働環境の劣化ともいえる状況を改善することこそが必要です。

2019年6月21日

静岡大学教職員組合執行委員長 石原 剛志